

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第5条 津波による損傷の防止 (貯留堰))

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-5-8
提出年月日	令和5年11月27日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
220912-13	1	5条-59 貯留堰前面に設置する衝突防止工について、施設の位置付けを整理して説明すること。また、必要に応じ、主要仕様に記載を反映すること。	R4.9.12	回答済	R4.11.15 ヒアリング	衝突防止工の位置付けを整理し、その役割を資料に記載した。	第410,412回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.5)」 ■添付資料26「貯留堰の構造及び仕様について」p.5条-別添1-添付26-8	
221115-27	2	別添1-添付26-13) 貯留堰の止水ジョイント等の構造細部については、今後の審査において、構造が変更となる可能性があることを記載すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	「護岸接続部については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。」と追記した。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.7)」 ■p.5条-別添1-添付26-12	
230522-36	3	資料1-2 199ページ) 衝突防止工の鋼管間隙(1m)を通過した鋭利な漂流物が貯留堰の止水ジョイントを損傷する可能性について検討し、説明すること。	R5.5.22	本日回答	R5.11.30 ヒアリング (予定)	貯留堰の構造は、鋼管矢板式からコンクリート堰式に変更するため、衝突防止工を設置しない方針とする。止水ジョイントはコンクリート堰に設けた立坑内部に設置するため、衝突防止工の鋼管間隙(1m)を通過した鋭利な漂流物は止水ジョイントに衝突しない。	—	
230522-38	4	資料1-2 213ページ) 衝突防止工について、解釈別記3およびガイドの記載を踏まえ、先行実績含め確認の上、その位置付けについて整理し、説明すること。	R5.5.22	本日回答	R5.11.30 ヒアリング (予定)	貯留堰の構造は、鋼管矢板式からコンクリート堰式に変更するため、衝突防止工を設置しない方針とする。	—	
230719-13	5	資料1-2 533 ページ) 貯留堰の継手部に関し、山形鋼とモルタルによる構造が「強固な構造」と言えるのか、根拠(「高強度モルタル」の具体的仕様等、エビデンス(実験結果等))を示した上で説明すること。 【第554回ヒアリング 第4条 地震による損傷の防止(水平2方向及び鉛直方向の地震力の適切な組合せに関する検討)について】	R5.7.19	本日回答	R5.11.30 ヒアリング (予定)	貯留堰の構造は、鋼管矢板式からコンクリート堰式に変更する。コンクリート堰は強固な構造であり、コンクリートにより止水性を確保する方針とする。	—	
230928-29	6	資料1-2 5条-別添1-添付3-161ページ) 敷地前面の海底が2m沈下した際、貯留堰の構造健全性について説明すること。	R5.9.28	本日回答	R5.11.30 ヒアリング (予定)	貯留堰は海底地盤の地盤変状範囲外であり、岩盤上に設置するため沈下の影響を受けない。	(R5.11.27)ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.35)』 ■添付資料26「貯留堰の構造及び仕様について」p.5条-別添1-26-4,5	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。